

様式第4号(第6条関係)

平成29年度 第1回  
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成29年7月12日(水)	
開催場所	奈良市役所北棟5階 会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 千崎 育利	
審議対象期間	平成29年1月1日～ 平成29年5月31日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 92(企業局) 2,391,395,425(奈良市) 2. 設計変更ガイドラインに基づく報告について 3. 消防局審議案件について 4. その他
一般競争入札	2	
指名競争入札	3	
随意契約		
合計	5	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3%抽選制度について、引き続き他市町村の状況等を研究し、検討する必要がある。</li> <li>・一般競争入札の拡大に向けてさらなる検討をお願いしたい。</li> <li>・発注時期と工期に余裕をもった発注を心掛けていただきたい。</li> <li>・消防局審議案件について                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に業者間の談合の問題である。</li> <li>・内部調査の結果は、情報漏えいについて、全く確認されていないし、疑われるようなことも確認できなかった。</li> <li>・指名停止を行うなど市としての対応は適切であった。</li> </ul> </li> </ul>	

1 抽出案件について

委員長 それでは、審議を進めさせていただきます。まず、最初は企業局で、入札番号92番の案件をご説明願います。

担当課 議案番号1番、入札番号92番、工事名が、口径25耗鉛給水管布設替工事に伴う路面復旧工事です。この案件は予定価格が550万円、最低制限価格の算出割合が抽選の結果99.9%となり、最低制限価格423万1千円が算出されました。その直近上位の業者さんが落札し、予定価格に近い落札率94.55%という結果として至りました。以上です。

委員長 これは奈良市特有の3%抽出制度での弊害で、今回の案件は99.9%でかなり高い最低制限価格が算出され、それより低い業者が最低制限価格未満で外れてしまう。結果として、高値で入札した業者が落札してしまう。入札の制度として、この問題はずっとあるのですが、事務局ではこのルールについて議論はされているのですか。

事務局 引き続きずっと研究をしているのですが、これに代わる案がなかなか出てこない状況です。

委員長 その3%ルールをやめると、最低制限基準価格を公表していますので、ここに全員貼りつき抽選になるということ。どこの自治体にもある話ですが。

事務局 この形式で執行している入札が年間300から400件程度ありますが、弊害という形でこういうのが出てくるのは指折り数える程度です。大抵は最低制限基準価格このあたりに貼りつきます。

委員長 多少の弊害はあったとしても全体としてのメリットの方がまだ大きいのでできている。今回事務局でまとめている入札監視委員会の昨年度までの報告についても、この問題は課題としては指摘されておりますので、引き続き検討していくということをお願いします。

委員長 次の案件、入札番号の2番についてご説明いただけますか。

担当課 議案番号2番、入札番号2、委託業務名は、JR奈良駅南特定土地区画整理事業支障物件調査業務委託(その1)です。入札方式は指名競争入札です。指名業者数は18者で、17者の応札がありました。指名業者の選定基準は、主たる業務が補償で、市内に本店・営業所を有し、補償関係コンサルタント業務「物件」の登録がある者としています。以上です。

委員長 この案件を抽出したのは、最終的に応札者が17者と比較的多いが、落札率が比較的高いというところにあります。これが指名競争入札でされているのはなぜですか。

事務局 補償の登録業者が市内本店・市内営業所で25者くらいあり、そのうちで実際に補償業務をメインにされている業者が18者ありまして期間が短くなりますので、全部の業者の18者の指名競争入札としています。また、金額が低いということもあります。

委員長 落札率が高くなった理由というのはどのあたりにあると考えていますか。

事務局 業務内容的にはほぼ人件費ですので応札価格を落とす幅が限られることが考えられます。他の同種の案件も同じように高い落札率です。

委員 メンバーはほぼ固定なので、談合的なことを疑ってもおかしくない事案かという気はします。留意してもらった方が良いケースではあります。

事務局 これからもデータをずっと分析しますが、落札率が高く固定化しているようでしたら何らかの対策も必要かと思えます。金額が大きい案件は一般競争入札で実施するよう検討します。

委員長 次の案件のご説明をお願いします。

担当課 議案番号3、入札方式は、一般競争入札、業務名は、橋梁定期点検業務委託(法華寺町地内他・北部第496号線(神明橋)他)です。落札率については91.18%、入札参加資格審査申請業者は2者、無資格者数は0社です。以上です。

委員長 これを抽出したのは、応札者が少ないということと、落札率が高いことの2点です。これは、入札参加資格の業者がそもそも2者しかないということですか。

事務局 平成28年度で、この入札参加資格の登録者数は176者あります。

委員長 2者しか参加されなかったのですか。これは国が全国の橋梁の点検をやるように指示があつて、ほとんどの自治体でやっているのですね。

事務局 5年間と決まっています、国の補助金事業ですので、いろいろなところが同時にやっています。入札日が1月27日なので年度内に終わらせるためには時期のこともあるのでこういう形になったと考えられます。

事務局 170者といっても主としてやっていなくてとりあえず登録しているというところも多いです。

委員長 時期であったり、業者確保のやり方であったり、そこを分けて考えていかななくてはいけない。落札率が高いとかいう以前の問題として、こういった案件は続くので、今工夫できる入札の発注時期を検討いただければと思います。

委員長 次の案件、議案番号4番の説明をお願いします。

担当課 議案番号4番、入札方式は、指名競争入札、委託業務名は、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業設計修正業務委託、落札率88.93%。指名基準は、過去5年以内に近畿圏内において土地区画整理事業に係る業務委託の履行実績がある者としています。以上です。

委員長 今回抽出したのも応札者は少なくはないが、落札率が比較的高いということと、同種の事業が複数あるので、事業内容についても確認したいというのが抽出の理由になります。

担当課 この事業は、土地改良整理事業の当初設計を修正するというものになります。当初は平成10年に行っており紙ベースのものでしたので、それをデータ化すると、構造的な変更がありますのでその修正を兼ねたものです。

委員長 指名競争入札を取られた理由は。

担当課 基本的に区画整理事業を把握しているコンサルタントが近畿圏内に10者あつて全者を指名しています。遠方から来るとなると連絡体制とか業者の打合せ等が時間的に厳しい。また、この事業は区画整理事業を認識していない方が行くと履行に時間がかかることもあり、そういう経験・知識を持った技術者を配置できるところを指名しています。

委員長 つまり、一般競争入札にすると、区画整理事業を分からないまま道路の設計をする業者が応札する可能性がある。業務委託をする上で、それは具合が悪いということですか。

事務局 今回の案件は能力的に絞りたいということで指名になっていますが、設計と測量の大半は制限付一般競争入札で行っています。その中でも1千万円を超えるものについては制限をかけない一般競争入札で行っていますので、すみ分けができています。今後は補償やボーリング関係を一般競争入札に移行するよう考えています。

委員長 指名から一般へという流れの中で移行していて、何か違和感があるような結果になっているということについては、恐らくコンセンサスが取れてきていると思うので、事務局の方でもう一度検討していただきたいと思います。

委員長 次の案件について、説明をお願いします。

担当課 議案番号5番、工事名は、都祁小学校プール更衣室新築工事、入札方式としては指名競争入札です。

委員長 この案件も指名競争入札ですが、この案件を抽出した理由は、指名業者数に対して応札者が非常に少ない理由と、市外業者を指名されているのですがその理由を確認したいので抽出しました。

事務局 指名基準は、一般社団法人プレハブ建築協会の会員であり、プレハブを主たる業種としている業者を指名しています。また、市内業者が2者なので、市外も含めた形で全国から指名しています。

委員長 かなり特殊な工事ですか。

担当課 一般の建築で入札しますと落札業者が違う業者へ丸投げするだけになりますので、自分のところで建てられるところを選んで入札しています。

委員長 辞退が多いのはなぜですか。理由として何が考えられますか。

担当課 色々な調整があり、工期的に短いのでプレハブメーカーさんは辞退したと思います。

委員長 工期の問題だと。出し方としては、発注時期はあるだろうと。発注の時期と工期をもっと余裕を持つ

て取れば良いと思います。

担当課 普通、民間では複数の現場を持てますが、公共工事の場合は常駐なので、金額的に少ないものに一人取られてしまうのは業者としても避けたいところです。この案件も2つとか3つを併せて金額上げて入札したなら参加者も増えると思います。

委員長 確かにそれの方が合理的です。

## 2 設計変更ガイドラインに基づく報告について

委員長 議題の2つ目、設計変更ガイドラインに基づく報告について。説明をお願いします。

担当課 今回、設計変更を行った案件で工事名は道路改良工事（あやめ池南八丁目地内他・西部第358号線他）です。蛙股池の堤防沿いに歩道の新設を行いました。それと併せて蛙股池の底樋のやりかえを推進工として底樋をやり替えております。今回の変更理由については次のとおりです。池から底樋への流入量が当初想定量を上回り大型土のう等の対策が必要となったため、現地再精査に伴い底樋のやり替えの際の推進工の発進立坑の部分に現地の取り込みによって矢板が必要となったため、仮設備ヤードの地盤が軟弱で機械設備の配置が出来ないため等が主な変更理由です。また、増額が特に大きかったのが、底樋のやり替えの際の推進工、これらまた発進立坑、特に当初土留めなしで発進立坑に推進機を据え付けて施工する予定が、どうしても土留工と仮設備の追加等が必要になりまして、これらが増額の主な要因となっております。

委員長 今回の案件について当初4374万円の工事が設計変更で2128万円、約5割増額です。これは何年前かに奈良市で設計変更を通じて、工事の水増しが特定の利害関係者のもとにお金が流れていったということがあったので、設計変更があった場合、大きな案件についてはこの委員会に報告してくださいということです。設計変更は小さいものはよく起こるのですが、大きな設計変更も起こりがちな工事なのですか。

担当課 今回特に底樋の方で、推進工事という工法を取っているということで、これが先ほど説明しましたとおり、方向の修正がきかないような状態を解消しなければならない、やり出すと止められないような変更の内容になっており、それが金額的にも大きな状況ということです。

委員長 底樋ってというのは下に溜まっているものですか。

担当課 水を一番底で抜く最終全部抜ける一番底にある樋から排水管です。写真に、(①)の一番上のハンドルが付いているこの部分が樋になります。

委員長 これを替えなければならなかったということですか。

担当課 変更の理由に挙がっている2つ目です。

委員 元々の工事が道路改良工事だが、こういう底樋の周りとかをこの業者さんがやるということなのですか。

担当課 今この写真に写っています。この池の土手、法面のところを盛土して歩道の形態にしています。その工事の影響ということでさせていただきました。

委員 道路で受注しているのに、他のいろいろ書いてある部分は何か道路だけではない感じもするのですが、それも出来る業者なのですか。

担当課 はい。土木業者です。

事務局 業者的には市内本店の土木のAクラスということで特定建設業を持たれて一番上のクラスの方で入札はさせて頂いております。

委員長 それは金額で決まっていますね。

担当課 そうです。予定価格5千万円以上の案件について土木Aランクでさせていただいています。

委員長 するともし金額が低かったら、こういった対応が出来ない。何というか、プラスでいうと下のランクの業者の入札になりますので、たまたま今Aクラスの大きな業者だから、委員から出たような普通の道路建設と違うのではないかと思うような特殊性のあるようなものも対応できるが、もしこれが下のラン

クの業者だったら、そういう対応が出来なくなった可能性もあるということですね。

委員長 もし工事価格自体がもともと低くてこういう事態が起こったら大変です。また別にやってもらおう業者を探さなくてはならない、再度入札をかけなければならない。

事務局 最初の分で一応入札は終わっているのですが、その時の落札率というか請負率で取っている金額があります。設計変更があっても当初の設計、予定価格を超えるような事態、この場合だったら50%ということですが、特異なケースで通常はなかなか設計変更しても更にそれを超えるということはまずありません。下のランクで入札しても、その設計金額、設計変更しても元の予定価格の金額くらいでは止まってくると思います。それを超えるケースはないとは言いきれませんが、あまり見たことはありません。

事務局 奈良市のガイドラインの中で30%までしか基本的には設計変更を認めない。それによらないものには別行為で発注するっていう基本があります。これはものすごく特異な場合で、分けられるような内容の工事ではなかった。これは池の中を見てみないと、設計図でそこまで分からない、特異な事実だと考えております。

委員長 できれば道路工事をやってもらっている業者さんで対応したい。その業者さんでやってもらった方が都合としてはいいというのは分かるのですが、今回もそういう意味ですね。しかし設計変更5割に近い。

事務局 設計変更で対応するかどうかというところで、担当課もいろいろ検討してくれたと思うのですが、そこで工法が推進ということで、例えばタイミング外してまた別にとかは、難しいとのことなので、設計変更の方が、一番理屈が通っているということで選ばれたということだと思います。

委員長 事前委員会には、関係する部署がみんな入っているということですか。

事務局 さきほど話をしましたが、入札審査会で通常工事を発注する時に月2回、一人が担当副市長ということで委員長、副市長、あとは関係する部局の部長を集めた形で入札審査会をやっています。設計変更の大きな案件については、一応事前協議会というのはイコール入札審査会だという形になります。設計変更のガイドラインで監視委員会にかけることになっているのですが、その前段階としてまず入札審査会の方にあげております。そこでも事後になります話をしていきます。

委員長 これ水利組合への何か補償とかも全くないですか。

担当課 この工事とは関係ないです。

委員 この追加の2100万円というのはどこかで検証された金額なのですか。これで妥当なのかどうか。

担当課 これは私ども道路担当課の方で数量を積み上げた結果の金額です。

委員長 積算はきちっとしていますか。

担当課 はい。

委員長 よろしいですか。ありがとうございました。大きな金額なので慎重に奈良市の方も対応されていると思いますので、また別の案件があればご報告願いたいと思います。ありがとうございました。

### 3 消防局審議案件について

委員長 部内調査の結論は出ているのか。

消防局 結論については、調査結果では出ていない。

委員長 確認調書に基づき聞き取り調査した結果、結果として奈良市としては「漏えいはなかった。」と判断しましたということですか。

主 幹 聞き取りの中身として漏えいを認める内容はあります。それぞれの方の当時の事務や予定価格についての取扱いの状況、また供述内容について、「特に齟齬がある。」とか「矛盾がある。」とか「疑義がある。」などについても特に認められませんでした。あくまでも、当事者からの聞き取りの結果だけなので、客観的な裏付けの部分をどこまで取れるかというところはあるが、少なくとも、この調査の結果からは、特別な漏えい等を疑われるような事象は認められなかったと判断しています。

委員長 消防救急デジタル無線システムについては、4社か5社が談合しているので、当然、落札率は高くなることは当たり前の現象である。予定価格についても、業者はある程度分かると思うので、内部から漏

えいがなかったとしても、95～96%程度の落札率にはなり得る。奈良市が、当時の関係者に調査をした理由は、議会からの要請があったからなのか。

消防局 そうです。調査の必要性があるとの指摘があり実施した。実際のところ、職員から情報が漏れたなどの事象は確認出来ていないが、疑いを払拭する意味では、調査の必要性はあったと思います。

委員長 調査について、そもそもその必要性があったのか。

委員 調査結果を報告書とするのであれば、結果どうであったのかが必要ではないか。何を元に「結果として問題が無かった。」と言えるのか。調査結果は、いつ、誰々を対象にヒアリングした結果、このような回答でしたというものであって、この事を以って判断するのは難しく、報告書とするのであれば、調査から判断した結論が必要ではないかと思う。

委員長 本人に聞いても「やっていない。」と答えればそれまでとなるが、調査には限界があり、やむを得ないのではないか。内部調査は、何か問題があったのではなく、一応確認することと理解してよろしいか。

主 幹 そうですね。それ以上、さらに調査が必要であるかどうかも含めて、まずは、確認をさせていただいている。

事務局 官製談合や談合は、何らかの疑わしきところが出てくるものであるが、今回はそういったものはない。この事業は全国的な展開であって、公正取引委員会（以下「公取」という。）が結論を出しており、業者間の談合があったことは明白であり、これに対して奈良市も指名停止措置で速やかに対応しております。今のところ全国で官製談合についての報告もない状況です。

委員 富士通は、談合を認めていないですね。奈良市は富士通と契約しているが、資料では「富士通ゼネラルは事実認定と法解釈で見解の相違があり、取消訴訟を含め対応を検討する。」とのコメントになっていますね。例えば、これが談合だったら奈良市は違約金を請求することになりますか。

事務局 全国的な事案なので、消防庁が調査し、データを集めているところある。可能性としては損害賠償のような話はある。奈良市が幾らの損害を受けたというデータがない。

委員 談合とかで生じた場合に、契約書に「違約金」項目が無ければ、損害賠償請求も難しいケースですね。

委員 そういうことが絡むと、内部と外部の関係と言うのは問題ない可能性があると思われるので、調査を実施したと言うことは、後々のためには、あってもいいのではないかと思います。

委員長 議会への単なる対応だけではないということですね。

委員長 救急デジタル無線は、消防にとって重要なシステムなのですか。

消防局 消防救急無線は、活動隊等が情報をやり取りするためのものです。以前はアナログ方式で150MHz帯を使用していたが、平成28年5月末までに、全国の消防本部はアナログ無線からデジタル無線に移行するための整備が必要であったところです。時期的には、短期間、何年かの間に整備しなければならなかった。

委員 必然的に整備期間が重なることになりますね。

委員 設計との関連性については、問題ないですか。

委員長 設計の会社は富士通ですか。

消防局 全く違います。資料の12ページにあります業者になります。

委員長 設計業者は、5社（談合）の会社と関係のない会社ですね。

委員 設計の仕様書には「システム整備に関する入札に参加できない。」という条件になっているので、設計と整備は違う業者になる。

委員長 形式的には、設計は設計で行い、備品を整備するのは別の会社が行う。

事務局 前回、監視委員会で審議いただいたのは、消防指令センターの実施設計業務委託の落札率が低いということで抽出いただき、この時の審議では「特定のメーカーに偏らない。」という仕様内容になっていることを確認していただいた。

委員長 消防局の仕様書のとおり、仕様を進めたということですね。

事務局 デジタル無線と指令センター整備のどちらも、まずは委託して次に本番という形になっている。

委員 答弁では、調査して外部の視点を入れて検証を行い公表するとなっているので、どのように結論づけたいのか。

消防局 内部調査の結果（まとめ）を委員の皆さまに見ていただいて、職員の範囲や聞き取りの内容等について、不足する部分や聞き取りに対する回答も踏まえて、情報漏えいが疑われる等のご意見をいただきたい。

事務局 自主的に調査したことに対して外部の目線で検証いただきたい。冒頭の意見でもあったように、そもそもこの聴取自体が必要ではなかったのではないかという意見も勿論意見の一つだと思います。

委員 確認調査のまとめでは、聞いた人数のうち、予定価格を知っていた人は何人、知らなかった人は何人だけではなく、それをどう判断したのかが必要である。例えば「価格を知っていた方が2人いました。」でも、この2人は知っていて当たり前で、「当然の人が知っていました。」というのであれば分かるが、本来は知っていたらおかしい人が「知っていた。」という回答であれば、それは問題があると思うので、やはり調査結果の判断（結論）がなければ結論づけは難しい。

委員 まとめたというか分析、解釈したものがあればよいが、これ（内部調査の結果）で結論付けるのは難しい。

委員長 一応、関係者への聞き取りをやったという程度でしかないのではないのでしょうか。

委員 前提として、そういう情報がないから、ない中で念のため確認調査をしたということを報告するもので、「やっぱり疑問点等はありませんでした。」という結論だけで終わってしまう。

事務局 監視委員会としては、そういう意見だと思うが、それに加えて、例えば調査について「もう少し、この部分をこうしたらいい。」といった意見があればいただきたい。

委員長 これ以上はなかなか難しいと思います。

委員 知っているべき人が知っているだけの話ではないのかなと思う。

委員 役職を無視して、みんな平均的にとらえると、それこそおかしい気がするので、調査結果を解釈して、知っていた人は2名だけでも、担当すべき人が「知っていた。」ということ結論にさせていただいたら説明になる。

消防局 調査のまとめ的には、知っているべき人、つまり予定価格の決定者及び予定価格の積み上げ作業をした課長級などの職員は知っているという事実しか出てこない。周りの職員に予定価格の情報が漏れることがあったとなると当然問題になるが、部内調査では、そのようなことはなかった。仕様書についても「一部のメーカーに偏ったように感じたか。」という質問では、全ての者が「偏ったようには感じていない。」と回答している。結論は出ていないが「調査結果のまとめが全てだと思っています。」

委員長 奈良市としては、何ら不正はなかったということですね。デジタル無線を落としたのは、富士通ですね。

消防局 はい。

委員長 富士通は、談合に入っていないのですね。富士通ゼネラルと富士通は別会社だが、関係はありますよね。

事務局 法人格としては全く別なので、それぞれ入札に入ってもらっても全く問題はない。冒頭に出ましたように業者間の談合があったことは、公取が談合を断定している。富士通と富士通ゼネラルの関係では、富士通が落札しゼネラルの製品を使っている今回のこのような状況では、公取は「業者間の談合があったことと一緒に。」という見解を示している。

委員長 両社の関係をどうみるかはなかなか難しいですね。

委員 クロ認定しないとできないですね。

委員 消防指令センターの方の入札では、日本電気は辞退していますね。

委員長 そうですね。何か、そういうのを考えていくと、限りなくクロに近い感じがします。

事務局 奈良市は勿論、この入札の時にそんな事情は全く知りませんから、蓋を開けてみると「辞退が多いなあ。」ということになる。

委員長 これは、基本的に業者間の談合の問題である。奈良市としては、内部から情報漏えいがあったかどうかについては調査を実施したが、それについては、全く確認されていないし、また疑われるようなことも確認できなかった。これについては、国が認定しているように業者間の談合であり、それに伴う指名停止措置は市としてやっている。今回は、残念な談合事件があったが「市としての対応は適切であった。」ということになると思う。続報があれば、お知らせください。